

認証評価機関による評価について

1 法的根拠（地方独立行政法人法第79条）

評価委員会が公立大学法人について（中略）中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うにあたっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項（※）に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

（※）：大学は、（中略）当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（＝認証評価機関）による評価を受けるものとする。

2 評価結果の概要

- ・ 評価機関：一般財団法人大学教育質保証・評価センター
- ・ 受審年度：令和3年度
- ・ 受審結果：大学評価基準を満たしている。
- ・ 認定期間：令和4年4月1日～令和11年3月31日
- ・ 総 評：主な内容は以下のとおり

【優れた点】

- ・ 教育課程を通じて身に付けた学びを実践させる活動を長期にわたり支援し、大学として地域連携・産学連携を推進していること。
- ・ 美術工芸研究所において、全国に息づく工法に関わる資料を収集し、保存と公開、教育における利活用等の研究活動を展開していること。

【改善を要する点】

- ・ 大学院の定員超過について、定員設定及び管理の在り方を検討するとともに、適切な研究指導体制や指導計画等を設定すること。
- ・ 3つのポリシーの一貫性について、全学レベルで学修者本位の視点に立った不断の検証を行うこと。
- ・ 大学院のAPについて、入学者選抜の在り方に関する基本的な考え方と入学までに学習しておくことが期待される内容を明示すること。
- ・ 大学Webサイトにおける教育研究活動の情報公表について、一覧性を持った形で行うこと。

【今後の進展が望まれる点】

- ・ DPと授業科目の到達目標の関係や教育課程の体系性について、カリキュラムマップ等を活用して学生に明示し、その在り方について継続的に検証すること。
- ・ 大学が教育研究と大学運営の双方を効果的に進めていくため、役職者の権限や各組織の所掌事務を明確化すること。
- ・ 学生支援の充実や教育研究活動の進展を支援する観点から、事務組織の体制を強化すること。